

工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準

東日本大震災津波に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更する場合について、必要事項を定めるものである。

1 対象工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 漁港漁村課が所管する県営建設工事（建築工事を除く）であること。
- (2) 工事施工箇所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内である場合は、平成 24 年 8 月 1 日以降に、これ以外の地域である場合は、平成 25 年 3 月 29 日以降に当初契約を締結する工事であること。
- (3) 工事施工箇所が岩手県全域であること。

2 変更対象資材等

当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更するものは、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

3 基準日

基準日は当初契約締結日とする。

4 本運用に基づく請求

受注者は本運用に基づく単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から 14 日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。

ただし、何らかの理由により前段に指定した期間内に請求が困難な場合は、発注者と協議し承諾を得た場合に限り請求できるものとする。

5 適用単価の変更

- (1) 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する漁港漁村課が通知（設定）している最新の設計単価資料（「土木関係設計単価表」をいう。）の設計単価に変更するものとする。
- (2) 工事毎に見積及び特別調査等（以下「見積資材等」という。）により設定している設計単価については、変更の対象としないものとする。ただし、見積資材等の工事費が全体工事費に占める割合が大きい場合は、別途考慮することができるものとする。
- (3) 設計単価の変更に伴う契約変更（第 1 回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及仕様書等は変更しないものとする。

6 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの併用

単価適用年月の変更を請求した場合においても、岩手県営建設工事請負契約書別記第 25 条第 1 項から第 4 項（いわゆる「全体スライド」）、第 5 項（いわゆる「単品スライド」）、第 6 項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

7 適用除外工事

次に該当する工事は、本運用の適用除外工事とする。

- (1) 請求日時点で出来高が発生している工事。
- (2) その他発注者が適用除外と認めた工事。

8 注意事項

設計単価資料については、市場の動向に応じ毎月改定していることから、単価適用年月の変更を請求し設計単価を変更した場合、契約変更（第 1 回）後の請負代金額が減額になる場合がある。

付則 この運用基準は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。
この運用基準は、平成 25 年 4 月 16 日から施行する。